

## 決議案第2号

### 北朝鮮の核実験に抗議する決議

北朝鮮政府は5月25日、核実験を強行した。それは北朝鮮に対して「いかなる核実験または弾道ミサイルの発射もこれ以上実施しないこと」を要求した国連安保理決議1718（2006年10月14日）や、北朝鮮が「一切の核兵器および現在の核計画を放棄する」と合意した6カ国協議共同声明（2005年9月19日）にも明確に違反する暴挙である。北朝鮮のロケット発射を非難した4月の国連安保理議長声明が意に沿わないからといって、北朝鮮が世界に明らかにしてきた公約を一方的に破棄することは、許されるものではない。

核兵器の根絶と恒久平和を願うことは、唯一の被爆国である我が国はもとより、世界人類共通の悲願であることから、国際世論を無視した行為は断じて容認できるものではない。

「平和都市宣言」をしている長浜市は、核兵器廃絶を願う自治体として強い憤りを覚え、北朝鮮の核実験の強行は断じて許すことができない行為であると強く非難する。

今後、北朝鮮が、一切の核実験、ミサイル発射の行動をしないよう強く求める。

以上決議する。

平成21年6月19日

長 浜 市 議 会